

社会福祉法人 半田同胞園

職員採用候補者試験 (二次募集)

実施要項

(令和8年度採用試験)

すべては、子どもたちの未来のために。



令和8年9月

社会福祉法人半田同胞園

社会福祉法人半田同胞園 職員採用候補者試験実施要項
(令和 8 年度採用試験)

1 職種・採用予定人数・受験資格

社会福祉法人半田同胞園では、令和 9 年 4 月 1 日からの職員補充のため、次のとおり正規職員の採用試験を実施します。

《職種》

①保育士（施設種別 認可保育所）

《学 歴》

大学卒、短大卒又は専門学校卒

職 種	採用予定人数	受験資格
保育士 (新卒者等)	1 ～ 2 名程度	令和 6 年 3 月以降に卒業し、保育士資格を持つ方、または令和 9 年 3 月までに取得見込みの方

2 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

3 試験日及び内容（予定）

○日 時 令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火） 9 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分（予定）

○試験科目及び内容

【午前】 ・「適正検査」 ・「実技」

【午後】 ・「作文」 ・「面接」

4 申込書受付

【受付期間】 令和 8 年 9 月 1 4 日（月）～1 0 月 1 5 日（木）

※郵送の場合は、1 0 月 1 5 日（木）必着

※持参の場合は、受付時間 9 時～1 7 時。ただし、土・日曜日は受付できません。また、代理の方による提出も受付できません。

《提出書類等》

○社会福祉法人半田同胞園職員候補者試験申込書及び自己紹介書

※上半身、脱帽、正面の縦 4 センチ×横 3 センチの写真を貼付したもの。

- ※卒業を証明する書類（卒業証書の写し、または卒業見込証明書）
- ※資格を証明する書類（資格証の写し、または資格取得見込証明書）
- ※学業成績証明書（新卒者等のみ）

5 申込書の請求及び提出並びに問合せ先

社会福祉法人半田同胞園

〒475-0846 愛知県半田市栄町二丁目 22 番地

T E L (0569) 21-0645 FAX (0569) 31-0645

E-mail : houjin0101@dohoen.jp HP : <https://dohoen.jp>

※申込書等は、ホームページからダウンロードできます。



6 給与（新卒者）：令和8年4月1日現在

最終学歴	給料月額（基本給）
大学卒	205,300円
短大2卒	198,300円

※キャリア採用の場合は、社会福祉法人半田同胞園が規定する上記の初任給に施設等で実務経験を考慮した金額を加算し決定します。

【賞与（ボーナス）】

- ・令和7年度実績として、年2回、計4.1ヶ月分の支給あり。

【加算手当・実績】

- ・令和7年度の処遇改善手当Ⅰとして年額200,000円（月額換算17,000円）の実績あり。また、賃金改善手当として月額2,000円の加算がある。

◇この他に、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当及び賞与などの諸手当が要件に応じて支給されます。

◇給与等については、給与制度の改正などにより変更することがあります。

7 その他

保育所見学は随時行いますので事前にご連絡ください。

TEL : 0569-24-6645

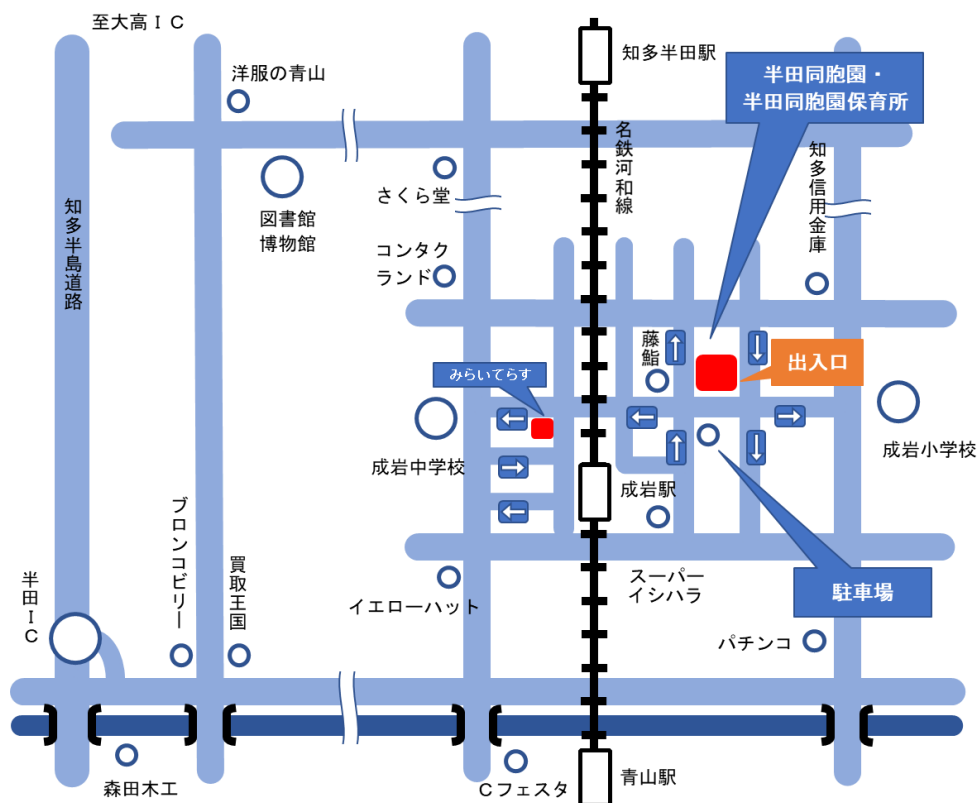
Mail : hoikusyo0301@dohoen.jp

8. 特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

○案内図



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。